

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県を相手方として訴訟が提起された損害賠償請求事件（東京地方裁判所平成 26 年（ワ）第 23456 号）について、和解を行うにあたり、組織の長として事実を重く受け止め、知事の給与の一部を減額することとし、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 28 年滋賀県条例第 10 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 知事の受ける平成 28 年 4 月分の給料月額に関する別表 1 の規定の適用については、同表中「1,250,000」とあるのは、「1,250,000 円からその 10 分の 1 に相当する額を減じた額」とすることとします。（付則関係）

(2) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。

イ その他関係条例について必要な改正を行うこととします。

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付則 1～10 省略</p> <p>(追加)</p>	<p>本則 省略</p> <p>付則 1～10 省略</p> <p>11 知事の受ける平成28年4月分の給料月額に関する別表1の規定の適用については、同表中「1,250,000」とあるのは、「1,250,000円からその10分の1に相当する額を減じた額」とする。</p>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)</p> <p>第1条 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>付則第7項から第10項までを削る。</p> <p>(後略)</p>	<p>(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)</p> <p>第1条 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>付則第7項から第10項までを削り、付則第11項を付則第7項とする。</p> <p>(後略)</p>